

FAQ：【ゆうせい共済特別号Vol.5（7月11日掲載）】

項番	ご質問	回答
1	給付要件の発生が組合員となる9/30以前の場合、給付対象となるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・給付対象とはなりません。 ・この場合は、協会けんぽにご相談ください。 ・休業給付については、9月30日以前に要件を満たしている場合は、10月以降の期間について支給対象となることもありますのでご相談ください。
2	高額療養費の自動送金は、どの通帳に送金されるのでしょうか。	<p>会社で登録されている給与受け取り口座に送金されます。</p> <p>医療機関から提出されるレセプト（診療報酬明細書）に基づき、共済組合で高額療養費等の計算を行い、自動送金を行っています。送金時期は、最短で診療月の4か月後です。</p> <p>あらかじめ入院や外来の窓口で払う金額が高額になる場合は、事前に共済組合に申請（※）いただくことで「限度額適用認定証」を交付できますので、詳しくは共済組合ホームページ（よくある手続きから探す→限度額適用認定証）をご参照ください （https://www.yuseikyosai.or.jp/tanki/gendogaku.html）。</p> <p>※9月1日から申請を開始します。国共済適用拡大専用の申請用紙で申請を受付ける予定ですので、詳しくは特別号Vol.6（8/1掲載予定）をご確認してください。</p>
3	10月に共済組合員となっても、すぐには組合員証が届かないとのことですが、この時に病院にかかって10割を払った場合、療養費を請求すれば給付金として7割戻ってくるのでしょうか。	<p>医療機関等により対応は異なりますが、例えば、受診の際に10割の自己負担額を支払った後、10月中に、10/3から発行可能な資格証明書（もしくはその後発行される組合員証（被扶養者の場合は被扶養者証））を受診した医療機関等の窓口へ提出することで、医療費の払い戻しを受けられる場合があります。</p> <p>払い戻しを受けられない場合については、共済組合ホームページ（給付・医療費から探す→保険証を使わず立替えた）をご参照ください （https://www.yuseikyosai.or.jp/tanki/ryoyo-tatekae.html）。</p>
4	現在協会けんぽから傷病手当金（その他各種給付金）を受給しています。この情報も保険証のように共済組合へ提供されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種給付金の受給情報は提供されません。 ・共済組合加入後、各自で共済組合に対して請求及び関係資料の提出をお願いいたします。
5	出産手当金は、「出産の日以前42日」から給付対象となると思いますが、9/30以前が「出産の日以前42日」に該当する場合、給付されるのでしょうか。	9/30以前については給付されません。該当している場合には10/1以降分から給付します。
6	2022年度は人間ドックの助成は行わないとのことですが、被扶養者配偶者の人間ドックの助成はありますか。	共済組合に加入された2022年10月以降に受診された被扶養配偶者の人間ドックについて、検診費の一部を助成します。
7	10月以降の協会けんぽの「生活習慣病予防健診（人間ドック）」をすでに予約しているのですが、協会けんぽからの助成は受けられますか。	10月から共済組合加入者になりますので、前もって予約をされていた場合でも、10月以降は協会けんぽの「生活習慣病予防健診（人間ドック）」は受けられません。 協会けんぽの「生活習慣病予防健診（人間ドック）」をご希望の場合は、9月末までに受診いただく必要があります。
8	福祉事業の「貸付事業」には、どんな貸付金があるのでしょうか。	貸付の種類は、申込事由によって、普通貸付、特別貸付（教育・結婚・災害・葬祭・医療）、住宅貸付、提携住宅ローン等があります。 その他、ご利用要件や申込み可能な方の範囲について、詳しくは共済組合ホームページの「福祉事業（貸付事業）」欄を合わせてご覧ください。
9	福祉事業の「貯金事業」の団体積立年金保険「みらい」、どんな年金保険でしょうか。	在職中に一定額を毎月給与（賞与）から控除し、積み立てを行い、退職された後の老後生活の資金として、年金または一時金の形で受け取る制度です。 詳しくは共済組合ホームページの「福祉事業（貯金事業）」欄を合わせてご覧ください。
10	社員種別によっては、提携住宅ローンの利用申込できないのでしょうか。	社員種別による利用制限はありませんが、申込先の提携銀行の審査によりお断りする場合があります。 ご希望の方は、10/1以降コールセンターにお問い合わせいただきましたら、提携銀行の資料をお送りしますので、直接提携銀行にお問い合わせください。
11	人間ドック・がん検診・脳ドック助成、特定健康診査・特定保健指導以外の助成は10/1から利用可能ですか。	10/1から利用が可能なサービスとして、宿泊助成、レクリエーション行事助成、無料の歯科健診、健康・メンタルヘルス電話相談等がございます。